◎調達機関番号　597　◎所在地番号　40

１の⑷「納入期限　平成25年７月31日」を「納入期限　平成25年８月31日」に、３の⑵「入札書の受領期限　平成25年６月25日17時00分」を「入札書の受領期限　平成25年７月８日17時00分」に、３の⑶「開札の日時及び場所　平成25年６月28日11時00分　院内Ｂ会議室」を「開札の日時及び場所　平成25年７月10日10時00分　院内Ａ会議室」に、５の⑷「Delivery period : July 31, 2013」を「Delivery period : August 31, 2013」に、5の⑺「Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. June 25, 2013」を「Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. July 8, 2013」にそれぞれ訂正いたします。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年６月14日

支出負担行為担当官

北海道開発局帯広開発建設部長　板倉　　純

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発帯広第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　利別川左岸農業水利事業　勇足排水機場ポンプ製作据付建設工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道中川郡本別町

⑷　工事内容　ポンプ設備：径1,800㎜×２台（最大排水量13.5㎥／ｓ、計画実揚程2.2m）、主ポンプ駆動装置：ディーゼルエンジン（ラジエータ冷却方式）×２台（出力290kw）、系統機器設備：一式、電源装置：自家発電装置×２台、監視操作制御設備：一式、付帯設備：一式、コンクリート工（シンダーコンクリート、燃料貯油槽回り）：一式、電気配線工：一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年３月20日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋳鉄鋼材（ＦＣ250）：約33ｔ、炭素鋼鋼材（ＳＣ450）：約４ｔ、機械構造用炭素鋼鋼材（Ｓ35Ｃ）：約４ｔ

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成10年度以降に、口径600㎜以上の揚水機場又は排水機場ポンプ設備を製作・据付した工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が口径600㎜以上の揚水機場又は排水機場ポンプ設備を製作・据付した工事を元請として施工した実績を有することとし、その他の構成員については、揚水機場又は排水機場ポンプ設備を製作・据付した工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。製作・据付は同一工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。現地での据付期間は平成26年７月上旬から平成27年３月中旬を予定する。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とする者に限る。））の資格を有する者、又は建設業法第７条第２号イ又はロのいずれかに該当する者であること（建設業法第７条第２号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）。

経常建設共同企業体の場合は、すべての構成員が上記の資格を有する者を配置すること。

イ　平成10年度以降に、上記⑷本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑷本文に掲げる工事の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。